

## 京都地方税機構の徴収業務が開始されます

平成21年12月28日  
京都地方税機構  
(075-414-4499)

京都地方税機構では、下記のとおり、1月4日から徴収業務を開始することとなりましたので、お知らせします。

## 記

## 1 業務概要

- (1) 高額滞納案件(500万円以上)の滞納整理(約250件)  
機構本部に特別機動担当(5名)を設置
- (2) 府・市町村との共同徴収案件の滞納整理(約500件)  
府と市町村が共同で実施している滞納案件について、次の6つの地方事務所で滞納整理

| 地方事務所名 | 所在地       | 所管区域                     |
|--------|-----------|--------------------------|
| 相 楽    | 京都府木津総合庁舎 | 木津川市、相楽郡                 |
| 山城中部   | 城南勤労者福祉会館 | 宇治市、城陽市、八幡市、京丹後市、久世郡、綴喜郡 |
| 乙 訓    | 京都府乙訓総合庁舎 | 向日市、長岡京市、乙訓郡             |
| 中 部    | 京都府亀岡総合庁舎 | 亀岡市、南丹市、船井郡              |
| 中 丹    | 福知山市大江支所  | 福知山市、舞鶴市、綾部市             |
| 丹 後    | 京丹後市大宮庁舎  | 宮津市、京丹後市、与謝郡             |

## (参考)

- ・4月からは、納期限を経過した府・市町村税の全滞納案件を機構で滞納整理

## 2 その他

- ・対象者には、機構から個別に文書で通知します。
- ・地方事務所は、1月5日から開所します。